

区及び学区子ども会育成者組織運営基準

1 目的

子ども会育成者組織は、子どもの社会性を養い、その健全な育成と資質の向上を図るために、子ども会の継続的かつ自主的な活動を援助することを目的とする。

2 組織

学区子ども会育成者組織は学区を単位としその学区内すべての子ども会育成会を、また区子ども会育成者組織は区を単位としその区内すべての子ども会育成者組織を、それぞれ対象にしていること。

3 運営

- (1) 子ども会育成者組織の運営は、構成員の自主性により民主的に行われるものであること。
- (2) 子ども会育成者組織は、会長等運営に必要な役員をその属するすべての子ども会育成者組織会長又は子ども会育成会会長等から選任していること。

4 規約

子ども会育成者組織は、おおむね次の事項について規約を定めているものとする。

- (1) 育成者組織の名称と事務所
- (2) 育成者組織の目的
- (3) 育成者組織のしごと
- (4) 役員
- (5) 会議
- (6) 経費

5 帳簿等の整備

- (1) 役員の名簿
- (2) 年間プログラム、活動記録
- (3) 予算書・決算書・現金出納簿

6 経理

子ども会育成者組織は、活動にかかわる関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間は保存しておくこと。

7 その他

子ども会に関する基準については「地域子ども会運営基準」に準拠する。